



## 北海道まるごとフェア in サンシャインシティ

出店募集要項

## 出店募集要項

### ■出店の申込契約書

- 出店募集要項、及び出店契約規約をよくご確認の上お申込み下さい。
- 出店を希望される方は、当社指定の申込み用紙に所定事項を記入の上、必要書類を添付して下記宛に郵送・ご持参下さい。

〒060-0052

札幌市中央区南2条東3丁目10-24

株式会社ノヴェロ

「北海道まるごとフェア in サンシャインシティ出店係」宛

T E L 011-281-6631 / F A X 011-221-2073

メール: info@novello.co.jp

### ■契約に関する事項

所定の審査・手続きの上、出店が決定された方(以下、出店者様)には、一般社団法人北海道商工会議所連合会(以下、当会)と「北海道まるごとフェア in サンシャインシティ」出店契約(以下、出店契約といえます)を締結していただきます。

#### ◆出店期間・時間

出店期間は「北海道まるごとフェア in サンシャインシティ」の会期の3日間とします。

#### 日 程

北海道まるごとフェア in サンシャインシティ

平成30年(2018年)10月12日(金)~14日(日) 3日間

#### 営業時間

- ・午前10時~午後8時 ※12日のみ11:00~  
(ラストオーダー 午後7時30分)

#### ◆出店場所および出店ブースの仕様

- 出店場所は「北海道まるごとフェア in サンシャインシティ」内で、道商連が指定する場所となります。
- 出店者様より出店場所の指定はできません。
- 出店ブースは出店企画書に記載された仕様となります。設備や外装の変更はできませんのであらかじめご了承下さい。

#### ◆必要書類

#### 契 約 時

- 出店申込契約書(当会指定のもの)

#### 契 約 後

- 各種申請書(食品、ブースレイアウト、レンタル品、電気ガス、車両)当会指定のもの
- 店名ロゴデータ
- メニュー写真データ

### ■出店料について

#### ◆出店料

出店料は、販売売上額に対して15%のロイヤリティ徴収とします。

#### ◆販売ロイヤリティの取り扱い

出店者様の売上は毎日営業終了後、つり銭と合わせて回収し所定のロイヤリティを徴収させていただきます。

- ・出店者様は毎営業開始前、午前9時30分より午前10時の間に会場内に設置する運営本部までお越しください。
- ・各営業日のつり銭と売上金種伝票をお渡しいたします。毎営業終了後、売上金、つり銭、売上金種伝票を、運営本部までお持ち下さい。お預かりした売上金は翌日銀行へ入金を行い、各出店者様へ銀行集計報告を行います。但し、土・日曜日の営業分は銀行が休業日のため、翌営業日のご報告となります。

※運営本部ではつり銭の両替はできませんのでご了承ください。

#### ◆出店者様への売上金のお支払い

- 出店者様への売上金のお支払いは会期終了後、指定の口座宛てに入金をいたします。
- 出店者様は会期終了後、当会よりお送りする清算確認書にてご入金額の確認を行っていただき、当会まで請求書をご送付ください。当会に請求書が到着後、指定口座に入金をいたします。
- なお、入金する金額は、売上金額より販売ロイヤリティ額、電気使用料や電気容量増設費用などの諸経費を徴収した残額分の入金となります。

※出店者様への入金に伴う振込手数料については、出店者様の負担とさせていただきますので、ご了承ください。

### ■契約後の出店取り消し

出店契約後、出店者様の都合により出店できなくなった場合は、所定の取り消しキャンセル料をいただきます。

また、契約後、契約申請内容に虚偽が発覚し、契約を継続できないと当会が判断した場合は出店を取り消させていただきます。その際は所定の違約金をお支払いいただきます。

## ■その他の費用負担

出店料（販売金額に対するロイヤリティ）のほか、出店者様には下記項目についての費用負担をお願いいたします。

- 電気使用料
- 電気容量増設した場合の工事費用
- 会場内にてゴミ処理を依頼する場合の経費（当会指定のゴミ処理手数料シール費用）

## ■会期中の来場者混雑時の整理対応

混雑時におけるブース前での来場者整理スタッフを最低でも1名、配置していただき、整理対応をお願いします。

なお、会場管理者側では、来場整理スタッフの配置はいたしかねますので、各出店者様での対応をお願いします。

## ■管理規則の遵守

出店者様及びその従業員には当会の定める管理規則を遵守していただきます。

管理規則を遵守されない出店者様に関しましては、会期中であっても即時、契約を解除の上、退去していただくこととなりますので、ご了承ください。

その際、退去に伴う現状回復費用は出店者様のご負担とさせていただきますほか、出店契約規約に基づき違約金をお支払いいただくこととなります。ご注意ください。

※管理規則（禁止事項の抜粋）

- ブース内、ブース裏での飲食、喫煙
- 会場ゴミヤードへの不法投棄
- 会場ルールを無視した過剰な装飾、音だし、客引き行為
- 保健所申請以外の飲食物の提供、販売、不当な販売行為
- 契約権利の譲渡等
- その他、管理規則に定めた事項からの逸脱

## ■免責事項について

### ◆損害賠償責任

- 当会は理由の如何を問わず、出店者様及びその関係者が会場を使用して出店することを通じて被った人身、及び財物に対する傷害、損害に対して一切の責任を負いません。
- また出店者様は、その従業員、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設及びその設備等や第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、その損害を賠償しなければなりません。
- 当会がこれらの損害賠償請求を受けた場合、出店者様は自らの責任でその支払いを行うとともに、当会に損害が生じた場合は、弁護士への着手金・報酬も含め、その全額を当会に支払うものとします。

### ◆イベント中止、休止による損害賠償責任

- 悪天候その他の不測の事態により、主催者（実行委員会）がイベントの開催を中止した場合や、会場内での食中毒や事故等の発生によって営業を継続できなくなった場合においても、出店料の払い戻しや営業利益補償等はありません。
- 当会は当会の都合以外の理由でイベントが中止・休止になった場合、また出店者様の営業継続ができなくなった場合について、一切の責任を負いません。

### ◆盗難、火災、食中毒等による損害賠償責任

- 会場内において、盗難や火災、第三者による出店者様の器材等の破損等の被害が発生した場合でも、当会は一切の責任を負いません。
- また、出店者様を原因とする食中毒が発生した場合、当会は、被害者に対する一切の責任を負いません。これらの事態に備えて、出店者様には、盗難、火災、食中毒等に備えての保険加入を義務づけさせていただきます。